

農産物「安心おおいた直売所」取組宣言

～あなたの直売所でも農産物の自主的な安全管理を進めましょう！～



農産物直売所の皆さんの“安全・安心”への取組を支援します！

農産物直売所（以下「直売所」という。）で販売される農産物の安全性を確保するには、直売所の管理者自らが農産物の安全性の確保について第一義的に責任を有していることを認識して、農産物の安全性を確保するために必要な措置を適切に講じることが重要です。

そこで、県は、直売所における農産物の自主的な安全管理を推進するため、農産物「安心おおいた直売所」取組宣言制度を開始することにしました。

この制度は、県が示した農産物の安全管理に必要な取組を実践することを各直売所が宣言し、一定の要件を満たす場合、県がその宣言を認証するものです。

より多くの直売所がこの制度に取り組むことで、直売所全体の農産物安全管理レベルが向上し、安全・安心な農産物を消費者に提供することにつながりますので、積極的な参加をお願いします。

令和3年3月

大分県農林水産部地域農業振興課

農産物「安心おおい」直売所」取組宣言制度の目的は？

各直売所における農産物の自主的な安全管理を推進することにより、直売所全体の農産物安全管理レベルの向上を図り、より安全性の高い農産物を消費者に提供することを目的としています。

この制度の特徴は？

- ①県が示す自主的な農産物安全管理の取組を実践することを直売所が宣言し、その宣言内容を県が認証します。
- ②宣言した直売所に対して、その実践がスムーズに行われるよう県が支援します。
- ③直売所が実践する自主的な安全管理の取組PRを県が支援します。

宣言することによるメリットは？

直売所における農産物の自主的な安全管理の取組が広がることになり、直売所関係者と消費者に以下のようなメリットが期待できます。

直売所関係者

- ・自主的な安全管理レベルの向上を図ることにより、残留農薬基準違反の未然防止につながるなど、農産物の安全確保が図れます。
- ・自主管理の取組を実践するにあたり、県がその取組を支援します。
- ・直売所の自主的な取組は、これまで消費者からはよく見えず、適正に評価されることが少なかったのが実態です。この取組に参加し、積極的に消費者にPRすることで、消費者との距離がより近くなり、信頼確保につながっていきます。



消費者

- ・消費者は積極的に自主管理に取り組んでいる直売所に関する情報が入手できることから、店舗の選択に際して指標とすることが期待できます。
- ・県内における直売所で販売される農産物の安全管理水準が上がることで、消費者の食の安全・安心につながります。



取組宣言に参加するには？

宣言対象

県内に所在する農産物直売所です。

直売所とは、複数の生産者が自ら生産した農産物を出荷して組織的に共同で販売する施設をいいます。

なお、スーパーや百貨店等、既存の店舗内に設けられるインショップ及び果実等の季節性が高い農産物を販売するため、期間を限定して開設されるものを含みますが、無人販売所、移動販売及びインターネットによる販売は除きます。

認証費用

認証費用は無料ですが、残留農薬自主検査等、取組の実践に係る費用は自己負担となります。

認証取得の方法

宣言申出書を下記あてに郵送又は持参してください。

大分県農林水産部地域農業振興課 安全農業班
〒870-8501
大分県大分市大手町3-1-1（大分県庁本館9階）
電話：097-506-3661

宣言認証に必要な書類の様式は、以下のHPからダウンロードすることができます。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/15060/anshin-chokubaisho.html>

認証要件

宣言の認証のためには、以下の4つの要件を満たしていただく必要があります。

① 農薬適正使用の周知

講習会の開催により、出荷者に対して農薬適正使用を周知します。

② 安全確認チェック(GAP)の実施

安全な農産物を生産するため、生産者がその生産工程をチェックリストに従いチェックします。

③ 農薬指導士の設置

出荷者に対して、農薬の適正使用を指導できる身近な存在として、農薬指導士を配置します。

④ 残留農薬検査の実施

残留農薬の自主検査を実施します。

①出荷者への農薬適正使用周知

残留農薬基準違反を防ぐためには、農薬のラベル記載事項を守って使用するなど、適切に農薬を使用することが必要です。出荷者に対して農薬の適正使用を周知する以下のような取組が該当します。なお、講習会の開催は必須の取組です。

- ・農薬適正使用の講習会を開催する。
- ・講習会欠席者へ農薬適正使用に関するパンフレットを配布し周知する。
- ・その他、農薬適正使用の周知に関する取組

○県の支援

- ・啓発資材（パンフレット等）の作成・配布
- ・講習会講師の派遣

②GAPの実践（安全確認チェックの実施）

GAPとは？

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

安全な農産物を生産するため、生産者がその生産工程をチェックリストに従いチェックする取組で、以下のような取組が該当します。

- ・農産物出荷者に対して、出荷前に安全確認チェックリスト※提出を義務づける。
- ・総会等で、出荷者に対してチェックリストの配布・回収を行う。
- ・その他、GAPの実践に関する取組

※安全確認チェックリストの様式例は12頁に掲載しています。

○県の支援

- ・資材（パンフレット、チェックリスト等）の作成・配布
- ・GAP実践指導（講師の派遣）



③農薬指導士の設置

農薬指導士とは？

農薬指導士認定研修を受けて認定試験に合格し、都道府県知事から認定された者。農薬使用者に対する適正な病虫害防除に関する助言・指導などが任務。

出荷者に対して、農薬の適正使用を指導できる身近な存在として、農薬取締法等関係法令や適正な農作物防除に必要な基礎的・専門的知識を有した農薬指導士を設置し、直売所における農薬の適正使用を推進します。

- ・大分県農薬指導士認定研修・試験は年に1回（2月頃）の開催のため、有資格者を設置するか、有資格者がいない場合は、直近に開催される認定研修・試験を受講します。

○県の支援

- ・研修テキストの配布

④残留農薬自主検査の実施

販売される農産物の安全確認のため、残留農薬の自主検査を実施します。

検査を実施する農産物の品目、検査数は、直売所の販売状況や安全管理の対策状況等に応じ、直売所が決定します。

なお、残留農薬自主検査は、100成分以上の一斉分析を基本とします。検査試料の重量や送付方法等は、検査機関へご相談下さい。

自主検査は必ず出荷前の物を行い、検査結果を確認するまでは、販売しないようにしてください。

○県の支援

- ・残留農薬自主検査の助成

検査費用の助成を利用する場合は、大分県肥料植物防疫協会（TEL:097-506-3663（地域農業振興課内））にお問い合わせください。

消費者への取組PR支援

宣言認証直売所における自主的な安全管理の取組PRを県が支援します。

- ・宣言認証直売所を県のホームページに掲載
- ・のぼり、ポスター、ステッカー等の取組PRグッズの配布 等々



のぼり



ステッカー



宣言書

認証の有効期間

認証の有効期間は認証の日が属する年の翌年の5月末までです。

毎年、4月末までに前年度の実施状況を報告することで、更新とします。

ただし、宣言認証後、実施期間が3ヶ月未満の場合は、報告不要です。

平成28年												平成29年												平成30年						
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
		状況報告	認証更新																											
		認証																												
			認証																											
				認証																										
					認証																									
						認証																								
							認証																							
								認証																						
									認証																					
										認証																				
											認証																			

取組宣言をして、自主的な安全管理を実践しよう！



取組宣言認証の流れ

管理者と出荷者で協議し、取組宣言の参加を決定

県が設定したメニューの中から取り組む内容を選択

- 農薬適正使用講習会を開催します。
- 残留農薬の自主検査を定期的実施します。
- その他農産物の安全管理に関する取組。
- G A Pに取り組みます。
- 農薬指導士を設置します。

取組宣言申出書を県に提出

認証要件を満たしていれば、県から直売所に宣言書とPRグッズを交付



のぼり



ステッカー



宣言書

直売所は宣言した内容を実践

県は、宣言内容の実践と消費者への取組PRを支援

- 農薬適正使用講習会の開催
- G A Pの実践指導
- 農薬指導士のテキスト配布
- 残留農薬の自主検査費用助成
- 宣言認証直売所を県HPに掲載 等々



毎年、4月末までに県に前年度の実施状況を報告
(宣言認証後、実施期間が3ヶ月未満の場合は報告不要)

- 農薬適正使用講習会を開催します。→6月に実施
- 農薬指導士を配置します。→2月に○○が農薬指導士取得 等々

県が実施内容を確認

宣言認証の更新

別記様式 1 (要領第 6 関係)

農産物「安心おおいだ直売所」取組宣言申出書

新規・変更

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大分県知事 〇〇 〇〇 殿

(申出者) 組織・団体名 : 〇〇直売所出荷組合

代表者の職及び氏名 : 安心 太郎

住所 : 〒870 - 8501

大分市大手町〇〇番地

電話番号 : 097 - 506 - XXXX

メールアドレス : 〇〇〇@XXX.jp

認証番号 (変更のみ) :

県のホームページ掲載への同意について

- 「農産物直売所の情報」及び「取組宣言の内容」の掲載に同意します。
- 「農産物直売所の情報」のみの掲載に同意します。

安全・安心な農産物を消費者に届けるため、農産物直売所において、下記の自主的な取組を実践することを宣言します。

記

1 農産物直売所の情報

名称	〇〇農産物直売所
所在地	〒870 - 8501 大分市大手町〇〇番地
消費者へのメッセージ	安全・安心な農産物の提供に努めます。
その他掲載希望 (連絡先、写真等)	写真は別添CD-R

※写真掲載希望の場合は電子データを別途送付すること。

2 取組宣言の内容

取組宣言の項目	実施内容
出荷者への農薬適正使用周知	<p><input checked="" type="checkbox"/> 農薬適正使用に関する講習会を開催します。</p> <p><input type="checkbox"/> 講習会欠席者に対し、農薬適正使用に関するパンフレットを配布し周知します。</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>
GAPの実践	<p><input checked="" type="checkbox"/> 安全確認チェックリストを使用し、生産工程の管理を行います。</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>
農薬指導士の設置	<p><input type="checkbox"/> 農薬指導士を設置します。 有資格者の氏名： 認 証 番 号：</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 直近に開催される農薬指導士認定研修・試験を受験します。 受講予定者の氏名：安心 太郎</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>
残留農薬検査の実施	<p><input checked="" type="checkbox"/> 出荷前に残留農薬検査を実施し、農産物の安全確認を行います。 検 査 時 期：4月、7月、10月、1月</p> <p>検査サンプル数：12（3×4回）</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>
その他農産物の安全管理に関する取組	<p>農薬・肥料の使用状況について記帳し、出荷時に提出させます。 また、安全管理責任者がその内容を確認した後に販売します。</p>

令和〇〇年度農産物「安心おおいだ直売所」取組宣言実施状況報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大分県知事 〇〇 〇〇 殿

（報告者） 組織・団体名： 〇〇直売所出荷組合

代表者の職及び氏名： 安心 太郎

住 所：〒870—8501

大分市大手町〇〇番地

農産物「安心おおいだ直売所」取組宣言制度実施要領第16の規定に基づき、下記のとおり実施状況を報告します。

記

1 取組を実践した農産物直売所の情報

名称	〇〇農産物直売所
認証番号	××-△
生産者の数	200人（令和〇〇年〇〇月現在）

2 実施状況

※宣言をしている取組項目にチェックを入れ、その具体的な実施状況を記載すること。
 ※認証後1年に満たない場合は、その間実施した内容又は実施予定内容を記載すること。

取組宣言の項目	実施状況
出荷者への農薬適正使用周知	<p><input checked="" type="checkbox"/> 農薬適正使用に関する講習会を開催しました。 開催日時：令和〇年〇月〇日〇時 開催場所：〇〇公民館 参加人数：140人</p> <p><input type="checkbox"/> 講習会欠席者に対し、農薬適正使用に関するパンフレットを配布し周知しました。 配布時期： 配布部数： ※可能であれば、配布したパンフレットを添付すること。</p> <p><input type="checkbox"/> その他（具体的な取組結果を記載）</p>

取組宣言の項目	実施状況
GAPの実践	<p><input checked="" type="checkbox"/>安全確認チェックリストを使用し、生産工程の管理を行いました。 チェックリスト回収数：190</p> <p><input type="checkbox"/>その他（具体的な取組結果を記載）</p>
農薬指導士の設置	<p><input checked="" type="checkbox"/>農薬指導士の設置 有資格者の氏名：安心 太郎 認証番号：××××</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p>
残留農薬検査の実施	<p><input checked="" type="checkbox"/>出荷前に残留農薬検査を実施し、農産物の安全確認を行いました。 ※検査成績書の写しを添付</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p>
その他農産物の安全管理に関する取組	<p>農薬・肥料の使用状況について記帳し、出荷時に提出させ、安全管理責任者がその内容を確認した後に販売する取組を実施しました。</p>

3 来年度の取組に向けた改善事項

※実践できなかった項目がある場合は、必ず具体的な改善内容を記載すること。

組合規約に出荷前の安全確認チェックリスト提出を規定し、回収率100%を目指します。

安全確認チェックリスト

直売所名:

氏名:

作業	番号	確認項目	チェック (○・△・×)
作業記録	1	主な管理作業(定植、施肥、防除、収穫、出荷等)について記録し、保管していますか。	
農薬の準備、使用と記録	2	国内で登録された農薬だけを使用していますか。	
	3	散布する農薬の特性や使用上の注意点等について把握していますか。	
	4	散布する前に、ラベルに書かれている注意事項等を確認していますか。	
	5	農薬の使用時期(収穫前日数)、使用回数、希釈倍数、使用量は守っていますか。	
	6	隣接圃場へ農薬が飛散しないよう注意していますか。また周辺圃場からの農薬飛散の危険性について把握していますか。	
	7	秤などを利用して農薬を正確に計っていますか。	
	8	防護服、再利用する保護具は着用後に必ず洗浄していますか。	
	9	使用後に散布機やタンクを洗浄していますか。	
	10	農薬散布について、使用農薬、使用月日、希釈倍数、使用量を記録し、保管していますか。	
農薬の保管	11	農薬保管場所は、収穫物の調整作業場所とは分けられていますか。	
	12	農薬保管庫には鍵がかかっていますか。	
廃棄物の処理	13	使用済みの農薬の空容器やビニール、マルチは適切に保管されていますか。	
	14	使用済みの農薬の空容器やビニール、マルチは業者委託などにより適切に処理していますか。	
肥料の使用と記録	15	肥料の種類と量を定めるための土壌診断(又は培養液の分析)を行っていますか。	
	16	施肥について肥料名、施用量等を記録し、保管していますか。	
	17	パレット等を使用し直接地面には置いておいていませんか。	
出荷・調整	18	収穫物を調整する作業台は、異物が混入しないよう、適宜片付け、清掃をしていますか。	
	19	食中毒防止のために、作業前やトイレ後は手洗いを行っていますか。	
トレーサビリティ	20	農産物の品質に関するクレームがあった場合、それに適切に対処していますか。	
表示	21	名称と原産地の表示をしていますか。	

△・×がついた項目のうち、最低1つについて、①なぜ△・×になったのか、②○にするためには、どう努力・工夫すればいいかを考えて、以下に記載して下さい。

番について